

少年に対する死刑の量刑が維持された事例（石巻事件上告審判例）

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 平成28年6月16日

【事件番号】 平成26年（あ）第452号

【事件名】 傷害、殺人、殺人未遂、未成年者略取、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 刑法11条・199条、刑事訴訟法411条

【掲載誌】 裁判集刑320号99頁

LEX/DB 文献番号 25542988

事実の概要

最高裁の事実認定の概要は、次のとおりである。被告人は、(1)平成22年2月4日から翌日までの間、同棲相手の女性B（当時18歳）に対して、模造刀および鉄棒で数十回その全身を殴打するなどの暴行を加えて全治約1か月の傷害を負わせ、(2)実家に戻ったBを連れ出そうと試みたもののBの姉C（当時20歳）に阻まれ、Bの友人女性D（当時18歳）に警察に通報されて逃げ出すことを余儀なくされるに至って、Bを略取するとともにこれを邪魔する者は殺害しようと計画し、同月10日早朝、Bの実家において、①Cが警察に連絡したことなどを契機として、C、D、およびCの友人E（当時20歳）に対して、いずれも殺意をもって、牛刀で胸部等を突き刺し、よって、CおよびDを失血死させるなどして殺害し、Eに入院加療1週間を要する右肺損傷等の傷害を負わせたが殺害の目的を遂げず、②Bを自動車に乗せて略取した。

判決の要旨

上記犯行のうち(2)は、被告人が、それぞれ強い殺意の下に、3名に対して牛刀で攻撃を加え、その結果2名の生命が奪われ、残る1名についても一命は取り留めたものの重傷を負わせるに至ったものであり、その罪質、結果ともに誠に重大な事案である。殺害行為等の態様は冷酷かつ残忍である。犯行時18歳7か月の少年であり前科がないとはいえ、動機、態様等を総合すると、本件は被告人の深い犯罪性に根差した犯行である。Eや遺族の処罰感情がしゅん烈であるのも当然である。以上の諸事情を踏まえると、被告人が一定

の反省の念および被害者や遺族に対する謝罪の意思を表明していることなど、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮しても、被告人の刑事責任は極めて重大であって、原判決が維持した第一審判決の死刑の科刑は、是認せざるを得ない。

判例の解説**一 控訴審判決と最高裁判決の比較検討**

一審の仙台地裁判決¹⁾は、少年に対して死刑を宣告した。この裁判は、裁判員裁判で少年に対して死刑を宣告した最初のケースとなった。二審の仙台高裁判決²⁾は一審判決を維持し、最高裁判決も少年側の上告を棄却し下級審の死刑宣告を是認した。死刑の理由とされたのは、2名の殺害、1名の殺人未遂という(2)①の犯行であった。

弁護人は、控訴審で、第一審の公訴事実と犯行認定に誤りがあるとして争った。まず、計画段階での牛刀の準備は、殺人ではなく脅迫を目的としていたと主張した。殺人ほう助で服役中の共犯少年は、一審では被告人には牛刀準備の段階で殺意があり、それが持続したと供述した。しかし、その後自身の元弁護人に対して脅迫目的であった旨の手紙を出し、二審の公判でもその旨を供述した。しかし、控訴審はこの主張を認めず、Bの連れ出しを邪魔する者がいたなら、殺害する意思を有していたとし、「条件付殺意」を認定し、最高裁も同様に認定した。控訴審も最高裁も、強い殺意が継続していたとしたうえで、現場においてCが警察に通報していることを察知した被告人が、激怒して、次々と殺害を実行したと認定している。

被告人は、現場での殺害行為につき記憶がないと供述し、弁護人はこれを受けて情動行為の存在

を主張し、精神科医の鑑定も行われたが、控訴審はこれを否定した。

弁護人は、一般情状に関して、犯行時 18 歳 7 か月であったこと、少年の被告人の成育環境が劣悪で、虐待（放任）を受けていたこと、被害者 2 名死亡の殺人事件の量刑は、死刑と無期懲役刑が拮抗していることなどを主張し、死刑の回避を主張した。しかし、控訴審はそうした事情を踏まえても、刑事責任はあまりに重大であり、死刑選択を回避する余地があるとは評価できないとした。

最高裁も罪質、結果、冷酷で残忍な行為態様から、死刑の科刑を是認したが、虐待の事実および 2 名の殺人事件の量刑傾向が死刑と無期懲役が拮抗していることなどについては、言及していない。総体的にみると、控訴審が犯情に関して一審よりも悪質性を幾分緩和した認定をしているが、最高裁は犯情の悪質さを強調し、第一審の判示に近いものとなっている。

二 少年に対する死刑と判例

わが国の死刑に関する現在のリーディング・ケースは、永山事件の第 1 次最高裁判決（最判昭 58・7・8 刑集 37 卷 6 号 609 頁）（以下、永山判決）である。永山判決、光市事件判決という流れの中で、石巻事件の判決をどのように位置づけるべきかが問題となる³⁾。

1 永山判決

永山事件では、1968 年 10 月から 11 月にかけて、当時 19 歳の少年が強盗目的で連続して 4 人を殺害した。一審で死刑が宣告されたが、控訴審はこれを破棄して、無期懲役とした。検察官の上告に対して、最高裁は控訴審判決を破棄して、原審に差し戻し、最終的に最高裁で死刑判決が確定し、死刑が執行された。永山判決は、「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪質が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される」とした。行為時の年齢に関しては、「犯行の動機、態様から窺われる犯罪性の根深さに照らしても、被告人を 18 歳未満の少年と同視することは特段の事情がない限り困難で

ある」とした。

永山判決が、判断の「基準」か、それとも判断の「要素」を列挙したに過ぎないかが争われている。永山判決は、個々の要素の重みづけや相互の優劣関係が示されていないことから、判断「基準」とまでいえるかは疑問とする。いずれにせよ、この判決の影響は大きく、成人を含めて死刑の適用を減少させた要因となったと評されている⁴⁾。永山判決は、①態様について「殺害の手段方法の執拗性・残虐性」を必要とし、さらに②結果の重大性について「殺害された被害者の数」を重視していた。

永山判決以降、本件の先行事例となる少年の死刑判決としては、市川一家殺害事件⁵⁾、連続リンチ殺人事件⁶⁾、光市事件⁷⁾がある。このうち、光市事件判決が重要である。

2 光市事件

この事件では、強姦目的で住居に侵入し、主婦を殺害して強姦した後、生後 11 か月の女の首を絞め窒息死させた。被告人は、行為時 18 歳 1 か月の少年であった。第一審の山口地裁は、犯行の動機や態様に酌量の余地がなく、非人間的で冷酷・残忍なものとしつつも、永山判決が列挙した諸要素に基づいて、死刑適用の可否を総合的に検討したうえで、無期懲役を選択した。そこでは、行為時の年齢および行為者の内面が著しく未成熟性と矯正教育による可塑性が、死刑を回避する情状として重視された。控訴審も、第一審の判断を支持し、無期懲役とした。

検察官の上告に対し、最高裁は、永山判決を引用しつつ、総合的判断に基づいて「極刑がやむを得ないと認められる場合には、死刑の選択をするほかはない」として、原判決および第一審判決が酌量事情としたのは、「被告人に死刑を選択しない事由としては十分ではない」とした。犯行時 18 歳になって間もない少年であったことは、「死刑を選択するにあたって相応の考慮を払うべき事情ではあるが、死刑を回避すべき決定的な事情であるとまではいえず、他の要素と総合判断するうえで考慮すべき一事情にとどまる」と判示して、原判決を破棄し、原審に差し戻した。第 2 次上告審判決で死刑が確定している。

この判例に関しては、一方で、光判決は永山判決を具体化したに過ぎず、永山判決がいう「罪質が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも極

刑がやむをえないと認められる場合」に当たるとして、死刑選択を許容したとする評価がある。他方で、光判決は永山判決を実質的に変更したとする見解がある。永山判決は、死刑選択を根拠づける積極的な事情がない限り、死刑は回避すべきであるとしたのに対して、光判決は、犯行の罪質・結果等を検討したうえで、死刑を回避する事情の有無を例外的に検討する手法をとったのであり、「劇的な変化」を遂げていると指摘する⁸⁾。

永山判決は「極刑がやむをえない」と判示していたのに対して、光判決は「死刑を選択するほかはない」として、後者の方がより積極的に死刑を選択しているように思える。

3 石巻事件

石巻事件の最高裁判決⁹⁾は、光事件に比べても、さらに積極的に死刑相当性を肯定した。罪質、結果ともに「誠に重大であり」、略取を邪魔する者は殺害しようという「身勝手極まりない動機に酌むべき余地はなく」、被害者に落ち度はない。態様も「冷酷かつ残忍」であるとしている。他方で、「被告人が一定の反省の念および被害者や遺族に対する謝罪の意思を表明していることなど、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮しても、被告人の刑事責任は極めて重大である」とした。石巻事件では、犯罪の悪質性を強調している反面、有利な情状に関しては、簡単に表層的に触れるにとどまる。

光判決では「犯行時 18 歳になって間もない少年であったことは、死刑を選択するにあたって相応の考慮を払うべき事情ではあるが、死刑を回避すべき決定的な事情であるとはまではいえない」との文言があったが、石巻判決では、そうした文言も見当たらない。これに代わって、犯行時 18 歳 7 か月の少年であり、前科がないとはいえ、「動機、態様等を総合すると、本件は被告人の深い犯罪性に根差した犯行というほかはない」という文言が入っている。18 歳 7 か月という年齢の要素は、光判決よりもさらに後景に退いている。

控訴審では行為責任の程度が激しく争われ、一審判決よりも部分的ではあれ、やや抑制的な事実認定が行われている。しかし、最高裁では一審に近い認定を行い、「死刑を選択するほかはない」と断じている。石巻判決は、「罪質と情状が極めて悪質な事件であれば、少年といえども死刑は回避できない」というシンプルな結論に到達してい

るように見える。

三 永山判決の再検討の必要性

永山判決と光、石巻両判決の関係については、評価が分かれているが、永山判決自体に問題はないのであろうか。

1 一要素説批判——重要要素説へ

永山判決が掲げる諸要素は、死刑適用に関する一般的な基準を列挙するにとどまっている。永山判決は、行為時少年の事件であったにもかかわらず、年齢は考慮すべき「一要素」として位置づけられるにとどまる（一要素説）。「年齢」は一般的な要素であり、少年に特化しているわけではなく、老若を問わない。永山判決は、少年事件であることを重視しないことによって、死刑適用に対するリーディング・ケースとしての位置を占めることが可能となっている。その反面、少年事件特有の要素や論理は、永山判決では事実上空白となっている。光判決も石巻判決も、一要素説に立つという点では、通底している。

恵まれない育成歴、人格的未熟さ、更生可能性といった要素は、永山判決では事実上軽視されている。石巻判決は、こうした要素については、全く言及していない。

現在、重大な少年事件では、裁判所も一要素としては年齢等を考慮するが、恵まれない生育歴等の争点化と立証は、被告人側が行っている。石巻判決では、罪質の悪質さから、ストレートに「深い犯罪性」を認定している。しかし、人格的に未成熟であるからこそ、大人顔負けの凶悪事件を引き起こすことがある。この認識は、長い間日本の少年司法関係者で広く共有されていた。しかし、裁判所は犯情重視の近年の流れの中で、そうした認識を受け入れなくなった。

少年事件では、年齢という形式的、客観的な要素がそれ自体として単独で重要な意味を持つわけではない。年齢、恵まれない育成歴、人格的未熟さ、更生可能性といった事情は、単なる一要素ではなく、「重要な要素」と考えるのが妥当である（重要要素説）。

2 精神的未成熟の立証

永山事件の第一次控訴審判決は、「少年に対して死刑を科さない少年法の精神は、年長少年に対して死刑を科すべきか否かの判断に際しても生かさなければならぬ」とし、「被告人は本件当

時 19 歳であったとはいえ、精神的成熟度においては、実質的に 18 歳未満と同視できる」とした。最高裁は、被告人の精神的成熟度が 18 歳未満の少年と同視するという、「証拠上明らかではない事実」を前提としているとしてこれを退けた。

永山判決は、①動機、態様から②犯罪性の根深さを導き、そこから③精神的未成熟を否定するという論理構造をとる。これについては、疑問であることは先に指摘した。しかし、精神的成熟度が 18 歳未満の少年と同視するという事実が十分に立証されるならば、死刑回避の余地があることを示唆している点についても、留意が必要である。

石巻事件では、家裁および地裁の段階で、精神鑑定が行われなかった。控訴審では、犯行現場での記憶の喪失という主張を受けて、情動行為についての鑑定が行われたが、精神的未成熟性という点の鑑定は行われていない。精神的成熟度に関しては、社会調査の重要テーマであるだけでなく、情状鑑定が不可欠であり、心理学や精神医学の分野からの協力がきわめて重要であろう。

3 責任論の再検討

刑事責任に関しては、①規範的責任と②可罰的責任の二段階のアプローチが必要となる。少年犯罪でも、まず、行為者の意思決定過程に焦点を当て、犯罪行為選択に関する規範的責任の有無・程度を確定する。ついで、これが肯定される場合にも、さらに可罰性の有無が検討される。可罰的責任では、少年人格の可塑性を重視し、刑罰の成長発達に与える有害性を重視することで、刑事責任を限定し、軽減させることを検討する。

裁判員裁判においては、裁判員の素朴すぎる感情的な嚴罰主義が持ち込まれる可能性を無視できない。可罰的責任の不存在や軽減を強調することは、一部の裁判員の反発を買い、少年の「特権化」と受け止められかねない。まずは規範的責任のレベルで、精神的未成熟のもたらす影響について検討が必要であろう。精神的未成熟ゆえに少年の視野が狭くなり、少年の内面の選択肢が著しく乏しくなっているならば、規範的責任を軽減すべきことを主張・立証し、裁判員の納得を得ることが課題となる。

可罰的責任でも人格の未成熟が基点となる。少年の人格は可塑性に富み、成熟を促すことで犯罪傾向を低減させることができる。死刑や長期の受刑は、更生可能性を否定するものであるから、抑

制的な運用が必要となる。

少年法 20 条 2 項（原則逆送）および 55 条移送の判断において、犯情重視の傾向がみられる。裁判員裁判は、55 条移送の当否をも判断する。動機、態様、犯行直後の態度など罪質を中心に判断し、一般情状は行為に現れ、もしくは相当の影響を持った場合にのみ、考慮すべきだという考え方が「司法研修」でも強調されている¹⁰⁾。犯情重視は、死刑の可能性のある事件では、より一層強い。

恵まれない成育歴→少年の人格への影響→そうした人格の行為での発現というプロセスを明らかにするには、人格形成責任論が参照されるべきであろう¹¹⁾。これとは別のアプローチとして、恵まれない成育歴→規範学習の欠落・歪み→犯行への影響というプロセスを重視すべきであるとの学説¹²⁾も登場している。後者は、規範学習というより具体的、限定的な範囲で問題点を解明する必要性を説くものであり、注目に値する。

●—注

- 1) 仙台地判平 22・11・25LEX/DB25443083。
- 2) 仙台高判平 26・1・31LEX/DB25542988。
- 3) 丸山雅夫「少年犯罪と死刑」長井圓先生古稀記念『刑事法学の未来』（信山社、2017 年）727 頁以下が全体を俯瞰している。
- 4) 本庄武『少年に対する刑事処分』（現代人文社、2014 年）344 頁、永田憲史「犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択基準」『死刑選択基準の研究』（関西大学出版部、2010 年）73 頁。
- 5) 最判平 13・12・3LEX/DB28075105。
- 6) 最決平 23・3・10 裁判集刑 303 号 13 頁。
- 7) 最判平 18・6・20 判時 1941 号 43 頁。
- 8) 学説の対立につき、丸山・前掲注 3）730 頁。
- 9) 最高裁判決に関する批評としては、本庄武「石巻事件 最高裁判決——少年事件の特性はどれだけ検討されたのか」世界 2016 年 9 月号 25 頁以下が明快である。
- 10) 司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』（法曹会、2007 年）51 頁。
- 11) 齊藤豊治「保護処分の法的性質——刑罰および保安処分との比較」犯刑 27 号（2018 年）93～96 頁。
- 12) 樋口亮介「不遇な成育歴と責任非難」慶應法学 40 号（2018 年）177 頁、201 頁以下。

* 筆者は控訴審と上告審の弁護人の一人であったが、本稿における評価・見解は、あくまで個人的見解である。

甲南大学名誉教授・弁護士 齊藤豊治